

神戸電鉄栗生線活性化協議会規約

(設置)

第1条 神戸電鉄栗生線活性化協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる目的を達成するため設置する。

- (1) 神戸電鉄栗生線地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、神戸電鉄栗生線地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行うこと。

(事務所)

第2条 協議会は、会長の属する市に置く。

(業務)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 形成計画の変更の協議に関すること。
- (2) 形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (5) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (6) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (7) 前6号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要とする事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員及びオブザーバーをもって組織する。

(役員の定数及び選任)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 1人
 - (3) 監事 1人
- 2 会長は、別表1に掲げる委員の互選によってこれを定める。
 - 3 副会長及び監事は、別表1に掲げる委員のうちから会長が指名する。
 - 4 会長、副会長、監事は相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計、出納を監査し、監査の結果を会長に報告する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任することができる。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が務める。

3 会長が会議に出席できないときは、あらかじめ会長から指名された者が議長に当たる。

4 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

5 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

6 会議の議決は原則として全会一致で決するものとする。ただし、全会一致が成立しない場合は出席委員の過半数で決する。

7 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な協議に支障が生じると認められる協議及び情報公開法その他の法令、条例等により不開示とされる情報に関する協議については、会長の判断により会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

8 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

9 前8項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(部会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、会長の属する市の担当課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第12条 協議会の委員の報酬に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財産の取得及び移管)

第14条 協議会は、国庫補助金等の補助を受けて実施する事業（以下「補助事業」という。）により取得した財産について、あらかじめ補助事業の開始前に、当該財産の管理を行う者及び補助事業に要する費用の負担を行う者と協議して、当該財産の移管について定めるものとする。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成21年11月26日から施行する。
- 2 この規約は、平成27年7月13日から変更する。
- 3 この規約は、平成28年1月25日から変更する。
- 4 この規約は、平成28年4月25日から変更する。
- 5 この規約は、平成29年8月9日から変更する。
- 6 この規約は、令和3年10月8日から変更する。

別表1（第4条関係）
委員

条項	氏名	役職
法第6条 第2項第1号	大谷 浩司	兵庫県 土木部 次長
	久保 真成	神戸市 都市局 部長（交通担当）
	仲田 一彦	三木市長
	藤原 博之	小野市 副市長
法第6条 第2項第2号	中野 雅文	神戸電鉄株式会社 取締役専務執行役員 鉄道事業本部長
	竹内 宏	神姫バス株式会社 バス事業部 次長
	金川 正敏	兵庫県 北播磨県民局 加東土木事務所長
	北田 敬広	神戸市 建設局 道路計画課長
	小紫 一磨	三木市 都市整備部 道路河川課長
	末廣 育生	小野市 地域振興部 道路河川課長
法第6条 第2項第3号	福永 公咲	兵庫県神戸西警察署 交通第一課長
	脇川 世祝	兵庫県三木警察署 交通課長
	紙田 夏樹	兵庫県小野警察署 交通課長
法第6条 第2項第4号	光富 吉友	押部谷町連合自治協議会会長
	中野 美都子	元押部谷町連合自治協議会副会長
	蓬莱 道龍	元三木地区区長協議会会長
	畠山 弘康	三木市区長協議会連合会 緑が丘地区区長協議会会長
	藤本 さよ子	NPO法人ひょうごグリーンスタッフ 理事長
	多鹿 豊	小野市商店街理事
	大塚 隆生	神戸商工会議所 地域政策部長
	岡田 紹宏	三木商工会議所 副会頭
	宮岡 督修	小野商工会議所 会頭
	門脇 創一	兵庫県立三木東高等学校 生徒指導部長
	北垣 賢高	兵庫県立小野高等学校 生徒指導部長
	正司 健一	国立大学法人神戸大学 名誉教授

オブザーバー

氏名	役職
大塚 保洋	国土交通省 近畿運輸局 交通政策部 交通企画課長
辻本 幸治	国土交通省 近畿運輸局 鉄道部 計画課長
木原 健太	国土交通省 神戸運輸監理部 兵庫陸運部 首席運輸企画専門官（輸送担当）
秋山 美夏	兵庫県 神戸県民センター 県民躍動室 神戸魅力づくり参事
多田 敦生	兵庫県 北播磨県民局 県民躍動室長
東 伸也	神戸市 西区 総務部 地域協働課長

（役職は、令和7年5月29日時点）